

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

宮崎県

第1 本県農業の目指す方向

本県農業は、温暖な気候や平地から山間高冷地までの恵まれた立地条件などを生かして早期水稻や畜産、施設園芸などを中心に、付加価値の高い農業を展開するとともに、みやざきブランドの取組などにより、全国有数の農業県として発展してきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進展など構造的課題に加え、燃油・家畜飼料価格の高騰や国際貿易交渉の進展など多くの課題に直面している。

このような課題に対応するため、担い手が将来展望を持って営農できる産地づくりに向けて、マーケットインの視点に基づく生産・販売の強化等の産地構造改革に取り組むとともに、「安全・安心」で「健康」、「環境」に着目した新たな価値の創出を図っていく。

第2 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県は、九州の東南部に位置し、西部の山岳地帯から東へ台地地帯や沿岸地帯を通じて太平洋に面する東西70km・南北160kmの南北に長い西高東低の地形で77万haの面積を有しているが、県土全体の76%を森林が占めており、平地は宮崎平野と北・西諸県盆地を有する程度である。県北部及び西部にそびえる九州山地や霧島火山帯を水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上の河川が太平洋にそそぎ、豊富な水資源をもたらしている。

本県の気象や地勢等の自然的条件および道路等の交通網や経済流通などの社会的条件を踏まえ、農業における土地利用や水利用の状況、広域的産地形成の方向、各種農業振興計画等との関連性を総合的に勘案して、県域を以下の3つに区分し、それぞれの農業地帯別の現況を整理する。

地帯名	市町村名
県中南部地帯 (中部・南那珂・児湯)	宮崎市・日南市・串間市・西都市・国富町・綾町 高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町
県西部地帯 (北諸県・西諸県)	都城市・小林市・えびの市・三股町・高原町
県北部地帯 (東臼杵・西臼杵)	延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町 高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町

(1) 県中南部地帯（中部、南那珂、児湯）

総面積は、約29万haで、そのうち森林面積は約20万ha、農用地面積は約3万6千haである。農業生産額は県全体の約5割を占めており、特に温暖な気候を利用した野菜・花き・果樹の施設園芸をはじめとする耕種部門産出額は県内の約6割を占めるとともに、耕畜連携の取組など、有利な立地条件を活かした多様な作目の生産が行われている。

地域ごとの現況は次のとおりである。

ア 中部地域

施設園芸作物や畑地帯の土地利用型作物を中心とした耕種部門が農業産出額の約8割を占めており、畜産部門においては、肉用牛の優良繁殖雌牛群の整備が進み、全国でも有数の優良子牛生産地域となっている。

また、畑地かんがい施設や共同利用施設等を活用した効率的な農畜産物の生産及び加工・業務用需要に対応した産地の拡大が期待されている。

イ 南那珂地域

温暖な気候を活かした超早場米、柑橘類、スイートピーや肉用牛、みやぎき地頭鶏など、多彩な農業が展開されており、特に柑橘類やかんしょ、スイートピーは全国でも有数の産地を形成している。

今後は、県内生産額の過半を占める漁業や飼肥杉の産地である林業と併せて、農・林・水産業のいずれの分野でも豊かな一次産品を供給できる地域の潜在力を活かした農商工連携等により、地域の活性化が期待されている。

ウ 児湯地域

施設園芸や畜産を主体とした農業産出額は県全体の約4分の1を占めるなど県内農業の中心的な役割を担っており、口蹄疫で大きな影響を受けた畜産も復興している。

また、畑地かんがい施設などの土地改良施設整備や大型の野菜加工施設の整備などを背景に加工・業務用農産物の生産拡大が進んでおり、農商工連携による付加価値の高い農業の展開が期待されている。

(2) 県西部地帯（北諸県、西諸県）

この地域は、霧島山の北部、東部、南部を半円周上に囲む盆地等の平野とそれをとりにくく山岳地帯からなり、経済的には一つの圏域をなしている。総面積は約17万haで、そのうち森林面積は約11万ha、農用地面積は約3万1千haで概ね平坦で、田と畑が相半ばしている。

農業産出額は県全体の約3割を占めるが、そのうち約8割が畜産部門であり、県内畜産物の約5割が当地帯で生産されている。畜産を中心に都城盆地等に広がる広大な農地を利用した水稻や露地野菜、飼料作物の栽培など土地利用型農業も盛んな地域である。

地域ごとの現況は次のとおりである。

ア 北諸県地域

農業産出額の約8割を畜産が占めており、農業者の減少や高齢化が進む中において、大規模な集落営農組織や農業生産法人等による農地利用が進んでいる。現在、都城盆地に広がる広大な農地に、畑地かんがい施設の整備が進められており、水を使った計画的な生産と契約取引により、業務・加工用農産物を安定供給できる産地づくりが期待されている。

また、地域経済の柱となっている畜産については、肉用牛繁殖農家の減少による生産基盤の脆弱化を回避するため、積極的な規模拡大を推進することによって、耕畜が連携したバランスのとれた生産体系の構築が期待されている。

イ 西諸県地域

農業産出額の約7割を占める畜産を中心に、稲作や野菜、果樹、花き生産など多彩な農業が展開されており、農業者の減少、高齢化が進む中、認定農業者の育成・確保、集落営農の組織化が図られている。

また、畑地かんがい施設の整備が進められており、今後、水を使った畑作園芸の一層の拡大を図るとともに、畜産生産基盤の強化を加速することによって、耕畜が連携した産地力の強化が期待されている。

さらに、地域の製造品出荷額のうち食料品が3割強を占めることを活かし、農商工連携による地域経済の発展と雇用の拡大や「霧島ジオパーク」認定を契機としたグリーン・ツーリズムなどの取組も進んでいる。

(3) 県北部地帯（東臼杵、西臼杵）

総面積約32万haのうち森林面積は約28万ha、農用地面積は1万2千haで、五ヶ瀬川下流などの沿海地域の一部を除き集団的な農用地は少なく、沿海から山間地域にかけて標高1,000mまでの範囲に農地が点在している。

農業産出額は県全体の1割程度であるが、温暖な沿海から夏季冷涼な高冷地まで多様な気象条件を利用して、地域ごとに園芸作物や茶、果樹などの導入を図るなど、少ない農用地を活用した農業振興が図られ、地域特産品の産地化が推進されている。

地域ごとの現況は次のとおりである。

ア 東臼杵地域

本地域の多くが森林であるが、沿海地域では、一部に集団的な農地があり、水稻をベースに野菜、花き、果樹、畜産等との複合経営が、中山間地域では中小規模の農地を利用して、林業や椎茸との複合経営が主に展開されている。

また、栗や平兵衛酢など地域特産品目の加工による産地振興や農商工連携、さらに6次産業化による地域の活性化が期待されている。

イ 西臼杵地域

九州山脈を形成する山岳地帯の山懐にあり、平坦地が少なく生産条件が厳しい中山間地域で、兼業農家が多く、水稻と肉用牛を基幹とした小規模複合経営が展開されている。特に、繁殖和牛の放牧は、畜産生産基盤の維持や耕作放棄地の抑制に大きな成果を上げている。

また、美しい景観や伝統文化など地域資源に恵まれた本県有数の観光地であり、グリーン・ツーリズムをはじめ、都市との交流が様々なかたちで展開されており、交流による地域活性化が期待されている。

このように、本県農業は、温暖な気候や平地から山間地に至る変化に富んだ地形、豊かな大地、豊富な水資源などの優れた資源を活かし、早期水稻や畜産、施設園芸などを中心に付加価値の高い農業が展開されている。

しかしながら、農家戸数の減少に歯止めがかからず、基幹的農業従事者数の5割以上が65歳以上となるなど、急速に進む過疎化、高齢化及び後継者不足によって、農村資源の維持管理や伝統や文化の継承、さらには、地域コミュニティの維持が困難になっており、集落機能の低下が危惧されている。また、非農家への相続農地の増加や「昭和一桁世代」のリタイア等による耕作放棄地の増加、鳥獣被害による生産意欲の低下も懸念されている。

さらに、環境面においては、農業生産による地球温暖化の抑制や生物多様性の保全を目的とした環境負荷低減も必要である。

また、担い手への農地の利用集積や農業用水路・農道等の保全・補修に係る負担の軽減、生産条件が不利な中山間地域等の格差を是正する恒久的な取組が必要である。

さらに、本県では、平成19年度以降、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が発生しており、衛生・防疫意識の向上とともに地域を主体とした防疫体制の強化を図ることにより、将来にわたって、農畜産物等を消費者に安定的に供給する視点に立った取り組みをより一層進めていく必要がある。

2 目標

1の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第3条第3項第2号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差縮小に向けた取組を支援する。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを抑制する取組を支援することにより、本県農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

第3 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設

定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとする。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第4 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

なお、縮尺の目安は5万分の1程度とする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。

第5 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会の設置・運営

多面的機能発揮促進事業の毎年度の実行状況の点検、農業団体者等の取組の評価等を行うため、第三者委員会を設置し、必要に応じて、対象組織に対し、指導・助言を行うよう運営する。

2 推進体制の整備

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このためには、県、市町村、農業者団体等の多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備する。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。